徳島県告示第四百五十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和五年十月十日

徳島県知事　後藤田　正　純

指定介護予防サービス事業者		指定介護予防サービス事業を行う事業所		サービスの種類	廃止の届出の受理日	廃止年月日
名称	所在地	名称	所在地			
レリープ株式会社	徳島市沖浜町明治開三四二	トマト調剤薬局木頭店	那賀郡那賀町木頭和無田字イワツシ二九番一	介護予防居宅療養管理指導	令和五年七月三十一日	令和五年八月三十一日
医療法人照陽会	阿波市阿波町元町一四番地	笠井病院デイケアセンター	阿波市阿波町元町一四番地	介護予防通所リハビリテーション	同　二十五日	同